

鳥取県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）のシステム整備に係る経費を支援することにより、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる保険医療機関等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から寄附金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額に別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額以下とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付の条件)

第4条 本補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。）」第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて（5）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業によ

り取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) (1) から (8) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。
- 2 電子処方箋の活用・普及促進に係る取組について県から指示があった場合は、協力しなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、令和8年2月27日までに、規則第5条による交付申請と規則第17条による実績報告を同時に行わなければならない。

- 2 以下に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(1) 規則第5条で規定する交付申請書並びに同条第1号及び第2号に掲げる書類

(2) 規則第17条第1項で規定する実績報告書並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請及び実績報告をすることができる。

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定及び交付額の確定は、原則として、交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定及び交付額の確定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による交付申請及び実績報告を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定及び交付額の確定をすることができる。

- 4 本補助金の交付を受ける者は、交付決定及び交付額の確定の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が交付決定及び交付額に係る仕入控除税額を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(財産の処分制限)

第8条 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。

様

職 氏 名
(公印省略)

年度鳥取県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書兼実績報告書兼口座振込依頼書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて補助金の額を下記のとおり確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額及び確定額は、それぞれ金 円とする。

3 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金交付要綱（令和7年6月3日付第202500035271号鳥取県福祉保健部長通知）の規定に従わなければならない。

4 本補助金の振込

補助金は、申請書記載の口座に振り込みます。（振込みには1ヶ月程度かかります。）